

奈良県告示第二百十二号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和七年八月十五日

奈良県知事 山下 真

一 収納を委託した歳入

ふるさと奈良県応援寄附金

二 受託者の名称及び所在地

名称 株式会社エフレジ

所在地 大阪市北区大深町四番二〇号 グランフロント大阪タワーA

三 委託事務の取扱期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで